



償却資産の申告(届出)はお済みですか？

- 個人や会社で農業や商工業、売電事業などの事業を行っている場合、事業用として使用する資産(構築物、機械、器具、備品など)を償却資産といい、固定資産税として課税対象となります。
- 償却資産を所有している方は、毎年1月1日時点の所有状況について申告(届出)していただく必要があります。償却資産に該当するものがない方も**資産がない旨の申告が必要**です。
- 償却資産の例 ※事業に使用できる取得価額10万円以上(注)のもの
(注:取得価額20万円未満で一括償却を行っている資産は対象外です)
・農業用機械 ・ビニールハウス ・大型特殊自動車 ・印刷機 ・太陽光発電設備 など
- 償却資産の分の固定資産税が発生した場合、**償却資産に係る納税額は事業所得の申告の際、経費として計上することができます。**
- **平成27年1月1日現在の償却資産の内容について申告(届出)をされていない方は、役場まで申告または連絡をお願いします。** ※申告書等は本庁及び各総合支所に用意してあります。

太陽光発電等による売電所得に係る申告について

- 太陽光発電等による売電所得については、**事業用か家庭用か、また、余剰売電(発電した電気を自宅で使用し、その余りを売却)か全量売電(発電した電気の全てを売却)かを問わず、所得の申告**をしていただく必要があります。
- **平成26年分(平成26年1月1日～12月31日)の売電所得について申告をされていない方は、役場まで速やかに申告してください。**

償却資産・所得の申告に関するお問い合わせ

税務住民課	72-1128
清和総合支所総務住民課	82-2111
蘇陽総合支所総務住民課	83-1111



パソコン・小型家電の捨て方(リサイクル)

本町では、小型家電については、今まで粗大ゴミとして「粗大ゴミの日」に出していただいていたのですが、パソコンについては回収していませんでした。

今回、リネットジャパン(株)との協定でパソコンを含む小型家電の多くがリサイクル品として引き取ってもらえることになりましたのでお知らせいたします。

なお、利用される場合は個別対応となりますので、利用者が直接業者へ申し込むと宅配業者が自宅まで回収に伺います。(回収費用は個人負担となります)

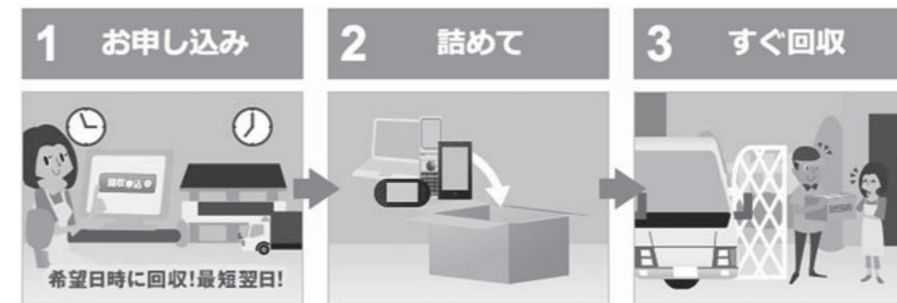
1. 町の連携事業者による、自宅からの宅配便回収

山都町は平成27年10月1日、小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパン株式会社」とパソコン・小型家電の回収・リサイクルについて協定を締結しました。

(回収後のパソコンは、国の認定工場で安全に処理されます。)



◆利用方法 ～ 最短翌日に宅配便で自宅から回収 ～



1 お申し込み インターネット(パソコンまたはスマートフォン)かからお申し込み

2 詰めて ダンボール箱等に詰めるだけ。詰める箱が無い方へ、箱の事前お届けも可能！(有料)

3 すぐ回収 佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日！

※個人のお客様からの回収のみ対応しております。

◆対象となる回収品
パソコンと一緒にプリンタ等の周辺機器・その他小型家電400品目以上と一緒に回収出来ます。

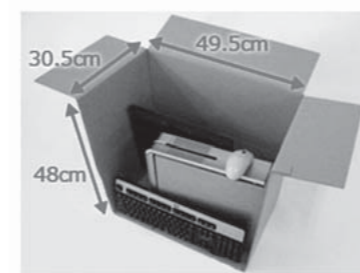
- ・パソコン本体
- ・モニタ
- ・キーボード、マウス
- ・プリンタ
- ・携帯電話
- ・ステレオ
- ・他 **約400品目**

◆個人情報のデータ

- ・利用者自身で消去(専用消去ソフトを無料で提供)
- ・事業者が消去を代行し、消去証明書を発行(別料金)

◆回収申込先

リネットジャパン 検索 <http://www.renet.jp>



1箱:880円(税抜き)[パソコンが入っていれば1箱無料]
箱に入ればパソコン・小型家電を何点詰めてもOK!
※3辺合計140cm以内、20キロ以内
※FAXでの申込みも可能です。事前に環境水道課にご連絡ください。
料金はお申し込み時(クレジットカード等)または、佐川急便の回収時に現金にてお支払いください。

※回収できないゴミ

- ◇梱包した状態で3辺140cm・20キロを超えるモノ、家電4品目(TV等)、回収品目以外のご家庭から出るごみ
- ◇会社・事業所等で使用していた小型家電は回収できません。



パソコンや小型家電の廃棄・処分に、無許可の回収業者を利用しないでください。
ご家庭の廃棄物は「産業廃棄物処理業の許可」、「古物商の許可」では回収できません。
空き地や軽トラで無料回収している無許可業者は利用しないでください。